

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年10月15日開催 主要行等]

1. 低気圧と前線による大雨に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 2024年9月に発生した低気圧と前線による大雨に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- この大雨に伴う災害等に関し、石川県に災害救助法が適用されたことを受け、北陸財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

2. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入された。
- 制度開始以降、2024年6月末までに、金融機関100先から累計325件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関においては、引き続き、反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

3. ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止について

- 全銀協 TIBOR 運営機関からの再度のアナウンス（2024 年 9 月 30 日）のとおり、ユーロ円 TIBOR については 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止される予定。金融庁としても、同指標の秩序ある公表停止に向け、引き続き利用者による適切な移行対応が進められることを期待しており、移行状況や顧客対応状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を促していきたい。

4. マネロン等対策の有効性検証について

- マネロン等対策については、各行において 2024 年 3 月末の期限までに整備した基礎的な態勢の実効性を高めていくことが重要であり、マネロンガイドラインでは、各金融機関が自社のマネロン等対策の有効性を検証し、不断に見直し・改善を行うよう求めている。
- 金融庁では、各金融機関がこうした有効性検証を行う際に参考となるよう、既に有効性検証に取り組んでいる金融機関との対話を通じて得られた考え方や事例を公表すべく検討・準備している。
- 他方で、経営陣においては、マネロンガイドラインで求めている有効性検証について、2024 年 6 月に公表したマネロンレポートに記載している事例なども参考にしつつ、金融庁の公表物を待つことなく、対応を進めていただきたい。
- 今後、各金融機関における有効性検証の進捗状況を踏まえながら順次対話をさせていただく予定であり、その中で得られた知見・参考となる事例も現在作成中の公表物に反映していく。

5. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 金融庁では、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択した金融事業者を掲載した「金融事業者リスト」を定期的に更新・公表している。今般（2024年9月27日）、最新版を公表した（1,049事業者を掲載）。

※ なお、プロダクトガバナンスの補充原則を追加する「顧客本位の業務運営に関する原則（2024年9月26日）」の改訂を踏まえた報告受付については、2025年以降に案内予定。

- 各金融機関が、自ら策定した取引方針の下、主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供に向けて取り組んでいただくことを期待する。金融庁としても、取組方針の営業現場への浸透状況や実践状況等について対話で確認していく予定。

6. 販売会社における顧客本位の業務運営の実践状況等に関するアンケート調査について

- 先般（2024年10月4日）、顧客本位の業務運営の実践状況等に関するアンケート調査を発出した。
- 各金融機関においては、アンケート調査を通じて、自らの販売・管理態勢等を見直しする機会として活用いただきたい。一部金融機関に対しては、アンケート調査結果を踏まえたヒアリングを依頼予定。各金融機関に過度な負担をかけないように効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

7. 「金融機関等のAIの活用実態等に関するアンケート調査」の開始について

- 生成AIをはじめとするAIは業務効率化や新たな金融サービスの創出等を通じた生産性向上につながることで期待される一方、利用者保護や金融システムの安定・信頼の確保の観点から潜在的なリスクも指摘されている。
- こうした点を踏まえ、金融庁では、金融機関における健全かつ効果的なAIの積極的な利活用を慫慂するため、2024事務年度中にディスカッション・ペーパーを策定する予定。その前提として、AIの具体的なユースケースや直面

している課題を把握するため、2024年10月3日、金融庁ウェブサイト（※）において「金融機関等のAIの活用実態等に関するアンケート調査」を開始した。

※ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241003/ai-survey.html>

- 回答は任意ではあるが、事業者の取組状況や課題認識を踏まえた適切な政策検討を行っていくためにも、是非積極的にご回答いただきたい。頂いた回答は、個社が特定されない形で、ディスカッション・ペーパーにおいて還元させていただく予定であり、今後のAI関連の取組の参考となればと考えている。

8. 気候関連金融リスクへの対応の実態把握について

- 2024年8月にモニタリング部門に新設した「気候関連リスクモニタリング室」では、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等について確認していく。
- まずは実態把握として、今後、ヒアリングを実施させていただく予定であり、ご協力をお願いしたい。

9. Japan Weeks について

- 2024年9月30日から10月4日をコアウィークとしてJapan Weeks 2024（ジャパン・ウィークス 2024）を開催した。2024年は、2023年の25件を大幅に上回る70件のイベントが開催され、非常に盛況であった。イベントの準備・実施やプロモーション等にご協力いただいた金融機関の方々に感謝申し上げます。
- 特に全国証券大会及び資産運用フォーラムにおいては、石破総理及び加藤金融担当大臣から、「資産運用立国」の政策をしっかりと引き継ぎ、更に強

力に発展させるとともに、これに加え、地方への投資を含め、内外からの投資を引き出す「投資大国の実現」を経済政策の大きな柱の1つとしている。」とのメッセージを頂いた。

○ 具体的には、金融分野に関連しては、

- ① より幅広い層の家計（中間層以下）が長期安定的な資産形成を実現する
- ② 企業の統治・経営の改革を強化して、持続的・構造的な賃上げと投資を促進する
- ③ まだ十分に発達の余地がある分野への資金供給（地方創生、社会課題解決に向けた投融資やスタートアップ投資等）を促進する
- ④ このため、適切な資金供給と投資成果の家計への適切な還元がなされるよう、企業や経済活動と家計を橋渡しする資産運用業や年金等のアセットオーナーの強化を図る

ことを促進していく方針であることを発表した。

○ 本イベントにおいて、重要なことは、イベント数・集客数というより、活発に行われた議論や様々な方からいただいた有意義なご意見等を、資産運用立国・投資大国への取組に適切に反映させていくことと考えており、しっかりとフォローアップしてまいりたい。金融機関の方々には、引き続き、連携・ご協力をお願いしたい。

10. サステナブルファイナンスの取組について

- 世界の脱炭素化に貢献し、同時にアジア地域の成長機会を取り込むためには、世界の温室効果ガス排出量の約半分を占めているアジア地域におけるグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を推進していくことが重要。
- こうした中、2024年10月2日に、金融庁とASEAN金融当局が主導し、アジア開発銀行、グラスゴー金融同盟（GFANZ）及びアジアで活動する金融機関等の参画する「アジアGXコンソーシアム」が正式に発足した。

- 今後、同コンソーシアムでは、アジア地域において、企業の脱炭素の取組を支援するファイナンス手法であるトランジション・ファイナンスを推進すべく、アジアにおける事例等をベースに実務的な議論を行い、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていく予定。

(以 上)